

令和8年3月酒々井町定例教育委員会会議 議事録

開催日 令和8年3月27日(金)

開催場所 役場西庁舎2階第1会議室

出席委員	教 育 長 林 洋子	教育長職務代理者 村重 浩二
	委 員 大塚 益子	委 員 河端 孝順
	委 員 大宮 綾子	

出席職員	教 育 次 長 越川 和章	参事兼生涯学習課長 伊藤 尚志
	こども課長 宮田 浩司	学校教育課長 榎本 泰之
	中央公民館長 堀越 邦子	プリミール酒々井館長 佐藤 高信
	生涯学習課副課長 酒井 弘志	

事務局	こども課主幹 坂本 康宏	こども課副主査 高橋 秀和
-----	--------------	---------------

開会時刻 14:30

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

日程第3 議会報告

日程第4 議事

(1) 議案審議

議案第1号 令和8年度教育施策の策定について

議案第2号 酒々井町立学校における学校運営協議会に関する規則の制定について

議案第3号 酒々井町文化財審議会委員の委嘱について

議案第4号 酒々井町スポーツ推進委員の委嘱について

議案第5号 酒々井町登録有形文化財の登録抹消について

(2) 報告事項

報告第1号 令和7年度末町立小中学校の教職員の人事異動の内申について

報告第2号 後援申請の承認について

日程第5 教育委員会事業報告

(1) 委員報告

(2) 事務局報告

日程第6 次回定例教育委員会会議開催日時

令和8年4月24日(金) 午後2時 西庁舎2階第1会議室

閉会時刻 15:30

開会の宣告

林教育長

ただ今より、令和8年3月酒々井町定例教育委員会会議を開会いたします。

なお、本日は、議案第5号「酒々井町登録有形文化財の登録抹消について」の説明員として、酒井生涯学習課副課長が出席いたしますので、あらかじめご了承ください。

それでは、議事日程により会議を進めます。

日程第1 議事録署名委員の指名

林教育長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

大塚委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第2 教育長報告

林教育長

日程第2、教育長報告を行います。

本日は今年度最後の定例教委となりました。3月に2保・2小・1中の卒園式・卒業式が無事終了しました。それぞれの発達段階に応じた工夫ある内容で、子ども達の成長ぶりを確認することが出来ました。卒園児・卒業生・保護者の中には万感の涙を流す姿も見られました。

大きな事故無く怪我無くこの日を迎えられた喜びをかみしめています。様々な視点からご指導頂いた皆様に改めまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

次に先月2月にこれからの教育についてお話をしました。次期指導要領の方向性の一つに「好き」を育み「得意」を伸ばすということばが示されていることはご存じのことかと思えます。例えばということでタイピングについて触れましたが今回は酒々井町のタイピング検定の様子を報告します。

酒々井町のタイピング検定は、児童生徒の実態を把握するとともに、タイピング能力の向上を目指すことを目的に実施されています。今回は、12月に行われました結果をまとめましたお手元の資料のとおりです。後ほどご覧ください。

結果から町全体が向上していることがわかります。特に小学生において大きな伸びが見られます。得意な児童が増え、苦手な児童が減ったことは、各校が練習時間を意図的に確保したり、苦手とする児童にいつでも見返せるように、ミニローマ字表を配る支援をしたりするなど、工夫しながら取り組んだ成果であると考えます。更に個に応じ根気よく指導を続けていく必要があると思えます。

今後、令和10年には、全国学力・学習状況調査において、すべての教科でC B T（試験をコンピューター上で行うこと）が導入される予定であることから、今後タイピング能力の向上が必須であると考えています。

令和8年度についてもタイピング検定を実施し、児童生徒の能力向上を図っていきたいと考えています。

日程第3 議会報告

林教育長

日程第3、議会報告を行います。教育次長よりお願いします。

越川教育次長

(資料に基づき報告)

日程第4 議事

(1) 議案審議

林教育長

日程第4、これより議事に入ります。

本日の議事は、議案5件と報告事項2件です。

はじめに、非公開案件についてお諮りします。

報告第1号「令和7年度末町立小中学校の教職員の人事異動の内申について」は、人事に関する案件であることに鑑み、酒々井町教育委員会会議規則第22条第1項第1号の規定により、非公開にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

林教育長

ご異議ございませんので、報告第1号は非公開とすることに決定しました。

はじめに、議案第1号「令和8年度教育施策の策定について」を議題とします。

事務局から説明願います。

宮田こども課長

議案第1号「令和8年度教育施策の策定について」

令和8年度の教育行政の運営に関する基本方針を別添のとおり作成したので、酒々井町教育委員会行政組織規則第4条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

令和8年度の教育施策につきましては、先月の委員協議会においてお示しさせていただき、ご意見をいただいた上で、若干の修正がございます。

お配りしておりますA3の令和8年度教育施策体系図をご覧ください。

分野2社会教育、重点的な取組(1)学習機会の充実と学習活動の支援、主な事業で、コスモス会日本語教室のあとに『の開催』を追記してございます。もう1箇所、分野7教育行政の推進、重点的な取組(1)よりよい地域・学校づくり、主な事業として各学校の評議員のあとに『・学校運営協議会(コミュニティスクール)』を追記してございます。

これは、よりよい地域・学校づくりという目的に資する施策として追記いたしました。

なお、先月の委員協議会にて、大塚委員より『多読賞』を入れては、というご意見をいただきましたが、主な事業(案)で多読表彰式や子ども映画会について記述があり、今後、教育施策として冊子化していく中で本文中に明記してまいりますのでご理解ください。

この令和8年度の教育施策につきましては、議決いただきましたら、「令和8年度 酒々井の教育」として冊子にし、併せてダイジェスト版を作成して町内周知を行う予定でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

林教育長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑等に入ります。

村重教育長職務代理者

学校教育課に伺います。教育施策の冊子、いじめに関することで、昨年度の資料を見ると「ネットパトロール」の記載がありましたが、来年度は実施しないのでしょうか。

榎本学校教育課長

ネットパトロールにつきましては、県が推進しているネットパトロールを活用しています。これまで町の予算でネットパトロールを実施していましたが、県の実施しているネットパトロールの方が充実しておりますので、そちらに置き換えて実施していきたいと考えております。

村重教育長職務代理者

生涯学習課に伺います。青少年育成の行事について、昨年度の資料では、オールナイトハイクの記載がありましたが、来年度は中止してしまうのでしょうか。

伊藤参事兼生涯学習課長

オールナイトハイクにつきましては、参加者が少ないことから、来年度は実施しませんが、青少年相談員事業として、別の事業を検討しており、案が固まり次第、周知して実施したいと考えております。

大塚委員

歴史文化について、先日蒞家を使って、コーヒーと読書の会のようなものが開かれ、盛況だったようですので、歴史建築物の「活用」といった文言を入れてはどうかと思いました。

伊藤参事兼生涯学習課長

先日、蒞家で行われましたカフェと図書とのコラボしたイベントは、文化観光課が行った事業で、生涯学習課としては、文化財関係の保存・整備を進めていきます。

村重教育長職務代理者

生涯学習課に伺います。昨年は墨古沢遺跡の欄にコミュニティプラザでの遺跡解説展示の継続という項目がありましたが、来年度も継続するのでしょうか。

伊藤参事兼生涯学習課長

コミュニティプラザでの展示は継続となりますが、墨古沢遺跡の保存整備事業としては一旦休止となりましたので、文言を削除させていただきました。

村重教育長職務代理者

生涯学習課に伺います。生涯体育・スポーツの指導者の確保、養成の欄で、昨年度は健康体育アドバイザーが記載されていましたが、来年度はなくす考えでしょうか。

伊藤参事兼生涯学習課長

令和8年度は、中学校の部活動の地域移行が徐々に進んでいるため、健康体育アドバイザーを置かないこととしましたので、文言を削除しております。

林教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

林教育長

他に質疑ないようですので、これから採決を行います。

議案第1号「令和8年度教育施策の策定について」賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

林教育長

挙手全員です。

したがって、議案第1号は可決されました。

次に、議案第2号「酒々井町立学校における学校運営協議会に関する規則の制定について」を議題とします。

事務局から説明願います。

伊藤参事兼生涯学習課長

議案第2号「酒々井町立学校における学校運営協議会に関する規則の制定について」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定されている学校運営協議会を設置するため、酒々井町立学校における学校運営協議会に関する規則を下記のとおり制定したいので、酒々井町教育委員会行政組織規則第4条第2号の規定により議決を求めるとでございます。

学校運営協議会につきましては、何度かこの場で皆様に説明させていただきました。その学校運営協議会に関する具体的な規則を制定しようとするものでございます。

第1条では、趣旨として、所管に属する学校に設置する学校運営協議会に関し必要な事項を定め、その設置につきましては、その所管に属する学校毎に協議会を設置すると定めております。

第3条では、目的として、協議会は合議体の機関として協議会を置く学校、いわゆるコミュニティ・スクールが掲げる教育目標の実現に向けて当該コミュニティ・スクール運営等の協議を行うとともに、運営に参画することにより、運営の改善及び児童生徒の健全育成を図り、地域の教育力が向上することを定めております。

第4条の組織におきましては、協議会の委員を10人以内と規定しております。委員は教育委員会が委嘱・任命し、その委員に委嘱・任命する方を次に掲げる者と定めております。コミュニティ・スクールが所在する地域の住民、コミュニティ・スクールの児童生徒の保護者、地域学校協働本部推進員、社会教育関係団体の関係者、コミュニティ・スクールの校長及び教職員、学識経験者、関係行政機関の職員、その他前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者、といった中から委員を委嘱・任命することと考えております。

第5条では、委員の任期を2年といたしまして、再任を妨げないこととしております。

第6条では、秘密の保持ということで、任命された委員につきましては、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とすると規定させていただいております。

また、第8条で、この協議会には会長、副会長を置くと定めております。会長、副会長は、委員の互選により選任しますが、ただし書きとして、第4条第2項第5号の委員、コミュニティ・スクールの校長及び教職員は、会長、副会長に選任できないことと規定させていただいております。

第9条では、会議の招集、または会議の運営に関する規定を設けております。

第10条では、会議は原則公開とし、会長が必要と認めるときに非公開とできることとしております。また、傍聴に関することについても第2項で規定してございまして、傍聴に関する妨げがある場合には、退場させることができる規定を設けております。

第11条では、協議会の部会の設置ができることを規定してございます。

第12条では、基本的な方針の承認ということで、コミュニティ・スクールの校長が掲げる基本方針、その中の内容、また協議会の承認を得なければならない事項を掲げております。

第15条では、協議会において、コミュニティ・スクールの運営状況について、年1回以上評価を行うこととしております。また、協議会の意見の申し出といたしましては、コミュニティ・スクールの運営又は職員の採用、その他任用について、法第47条の5第6項及び第7項の規定により意見を述べることを規定してございます。

第20条では、協議会の庶務につきましては、生涯学習課において処理することと規定してございます。

附則ですが、第2項に酒々井町立小中学校及び中学校管理規則の一部改正ということで、

規則の改正の方法の一つとして、今回新規に学校運営協議会の規則を制定しております。

新規の制定によって、他の規則で一部改正が必要となった場合、附則で改正することができるようになっておりますので、今回、学校運営協議会の規則の制定にあたって、町立小学校及び中学校管理規則に一部改正の必要が生じたことから、附則の第2項におきまして、一部、次のように改正するとしております。この改正は、小中学校の管理規則第10条第1項につきましては、学校に学校評議員を置くことができるという規定であったのですが、今回小学校に学校運営協議会を置きまして、学校評議員を学校運営協議会に発展させるという考えのもと、小学校には学校運営協議会、中学校にはまだ評議員として残ることから、第10条の第1項中の「学校に」を「中学校に」と改めるものでございます。この10条の次に第10条の2として、新たに学校運営協議会という事項を新規に入れるものでございます。第10条の2で、小学校に学校運営協議会を置くと、第2項で学校運営協議会に対し必要な事項は、教育委員会が別に規則で定めるという形で管理規則の一部改正をここで行わせていただきます。

また、第3項では、教育委員会行政組織規則の一部改正を行うものです。教育委員会行政組織規則の中の第13条の表の生涯学習課の社会教育班の項には、生涯学習課の事務分掌を規定しておりますが、社会教育班の中に「学校運営協議会に関すること」と付け加えさせていただくものでございます。なお、現行の行政組織規則、社会教育班の事項につきましては、前12号に事務分掌を記載してあるのですが、現行の12号が課の庶務に関することという規定でございますので、これを13号に下げて、12号に「学校運営協議会に関すること」を付け加える改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

林教育長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑等に入ります。

(質疑なし)

林教育長

質疑ないようですので、これから採決を行います。

議案第2号「酒々井町立学校における学校運営協議会に関する規則の制定について」賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

林教育長

挙手全員です。

したがって、議案第2号は可決されました。

次に、議案第3号「酒々井町文化財審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明願います。

伊藤参事兼生涯学習課長

議案第3号「酒々井町文化財審議会委員の委嘱について」

酒々井町文化財保護に関する条例第37条の規定により下記の者を酒々井町文化財審議会委員として委嘱したいので、酒々井町教育委員会行政組織規則第4条第12号の規定により議決を求めるものでございます。

文化財審議会委員につきましては、令和8年3月31日までの任期となっておりますが、昨日行われました文化財審議会におきまして、現行の委員の方に意向をお伺いしたところ、再任を引き受けていただきましたことから、現行の8名をまた文化財審議会委員として委嘱をたく、今回議案として提出させていただきました。

任期につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとなります。

以上です。

林教育長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑等に入ります。
(質疑なし)

林教育長

質疑ないようですので、これから採決を行います。
議案第3号「酒々井町文化財審議会委員の委嘱について」賛成の方は挙手願います。
(挙手全員)

林教育長

挙手全員です。
したがって、議案第3号は可決されました。
次に、議案第4号「酒々井町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明願います。

伊藤参事兼生涯学習課長

議案第4号「酒々井町スポーツ推進委員の委嘱について」
スポーツ基本法第32条及び酒々井町スポーツ推進委員に関する規則第3条の規定により、下記の者を酒々井町スポーツ推進委員として委嘱したいので、酒々井町教育委員会行政組織規則第4条第12号の規定により議決を求めるものでございます。
今回、17名の方について、スポーツ推進委員として、委嘱を求めるものでございます。この17名については、同じく意向を確認したところ、引き受けていただけるとのことでしたので、再任をさせていただきたいと考えております。なお、前年の委員数につきましては、18名を委嘱しておりましたが、今回意向を伺った中で、1名が委員を続けられないというお話がありましたことから、今回は17名の再任として議案を上程させていただいております。なお、スポーツ推進委員のそれぞれの経験年数及び競技については、表のとおりとなっているので、よろしく願いいたします。
以上です。

林教育長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑等に入ります。
(質疑なし)

林教育長

質疑ないようですので、これから採決を行います。
議案第4号「酒々井町スポーツ推進委員の委嘱について」賛成の方は挙手願います。
(挙手全員)

林教育長

挙手全員です。
したがって、議案第4号は可決されました。
次に、議案第5号「酒々井町登録有形文化財の登録抹消について」を議題とします。事務局から説明願います。

伊藤参事兼生涯学習課長

議案第5号「酒々井町登録有形文化財の登録抹消について」
酒々井町文化財保護に関する条例第21条第2項の規定により、当該物件を酒々井町登録有形文化財より登録の抹消を行うため、酒々井町教育委員会行政組織規則第4条第17号の規定により議決を求めるものでございます。
なお、詳細については、担当の酒井副課長から説明させていただきます。

酒井生涯学習課副課長

まずは「登録文化財」制度について簡単にご説明いたします。

酒々井町の文化財保護制度には、特に重要なものを、強い規制と充実した補助金などで保護を行う「指定文化財」制度、次に「登録文化財」制度があります。これは文化財を幅広く将来に残すため、指定文化財制度を補完するもので、近代等の文化財建造物などを後世に継承していくための、所有者による届出制の登録制度で、レストランや喫茶店などとして改装・活用などが可能な、規制が緩やかな制度になります。

そして3つめが「登録文化財」制度に準ずる「地域文化財」制度です。

今回の島田長右衛門家の案件は2番目の「登録文化財」でのお話になりますので、ご理解いただければと思います。また、関連条例等の抜粋をまとめておりますので、併せてご覧いただければと思います。

続きまして、経過についてご説明いたします。

令和7年8月、町の登録文化財「島田長右衛門家」の現所有者より、維持・管理が大きな負担となっていることから、建物の解体を行いたいとの意向が示されました。

解体のお話は今回が初めてではなく、千葉県内でも大きな被害をもたらしました令和元年の台風15号・19号で瓦が飛んだり、建物の一部が破損し雨が吹き込んだり、安全面の確保や保存管理ができないという申し出があって以降、何回かお話がありましたが、その都度協議を行い、維持・管理に努めていただいていたところでした。

しかし今回、所有者の建物の管理・維持活動が限界に達して苦慮されていること、その他この建造物を保存・管理していく代替案の調整もつかなかったことから、所有者の意思を尊重し、解体に向けた「現状変更届」を令和7年10月16日に所有者より受理しました。

この現状変更の解体を行うにあたり、現在酒々井町登録文化財として登録が行われていることから、まずは登録の抹消を第一段階として行わなければならないと、酒々井町教育委員会教育長より文化財審議会に対し、登録抹消についての諮問が出され、令和8年2月25日の文化財審議会において意見を伺い、「誠に残念ではあるが登録抹消についてやむを得ないものと判断される」旨の答申を令和8年2月26日にいただきました。

皆様もご存じのとおり、島田長右衛門家は江戸時代を通じて幕府野馬御用（野馬牧の管理人）を務めた家であり、現在はその痕跡はとどめていませんが、当該建物は明治初期に建築された店舗（呉服等小売り問屋）兼住宅建物であり、建築時の意匠を留めている旧酒々井宿を代表する建造物となっています。

今回の解体の件は町の歴史にとって損失ではありますが、所有者のこれまで苦勞されてきた経緯も十分に考慮し、登録の抹消・解体につきまして教育委員の皆様にもご理解・ご了承をいただきたくよろしくお願いしたいと思います。

なお、生涯学習課におきましては、所有者の協力のもと、十分な記録作成と解体中の工事立会い等を実施して記録保存に努めていきたいと考えています。

説明は以上になります。

林教育長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑等に入ります。

大塚委員

とても残念な話だと思います。

筋家、相川家と並んで島田長右衛門家も通りの一つとしてあって、隣が火事になった時も燃えないで済んで、せつかく保ってきたのにといい気持ちもありますが、所有者の方の負担を考えると、状態が悪くなっているとのことなので、仕方がないと思います。

村重教育長職務代理者

私も酒々井宿の顔である島田長右衛門家がなくなるのは非常に残念だと思いますが、その維持管理が限界ということで、仕方がないと理解できました。記録に関して、写真の保

存などが主に考えられますが、具体的な方法は決まっているのでしょうか。

酒井生涯学習課副課長

記録保存に関しましては、まずは建物自体の図面をとったり、写真を撮ったり、平面図をとったりすることが大前提と考えております。また、建物の中に島田長右衛門家の歴史を示すような資料が沢山残っておりますが、解体時に破棄する意向を聞いておりますので、生涯学習課の方で預かり、リストを作るなど、今後の島田長右衛門家の歴史を示す資料として、大事に保管させていただきたいと考えております。

また、解体中も、例えば柱に墨書きで何か書かれていることもありますし、瓦など見えないところにも非常に重要なヒントが記されていることもありますので、そういったことも見逃さないように歴史保存に努めていきたいと思っております。

林教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

林教育長

他に質疑ないので、これから採決を行います。

議案第5号「酒々井町登録有形文化財の登録抹消について」賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

林教育長

挙手全員です。

したがって、議案第5号は可決されました。

次に報告に移ります。

はじめに、報告第1号「令和7年度末町立小中学校の教職員の人事異動の内申について」を議題とします。なお、冒頭に述べましたとおり報告第1号は非公開とします。それでは、事務局から説明願います。

非公開 令和7年度末町立小中学校の教職員の人事異動の内申について

林教育長

次に報告第2号を議題とします。なお、これ以降の会議は公開とします。事務局から説明願います。

宮田こども課長

報告第2号「後援申請の承認について」

行事の共催及び後援に関する規定により申請のありました記載の行事について、酒々井町教育委員会行政組織規則第7条第1項第6号の規定により後援を専決しましたので、同条第2項により報告いたします。

今回ご報告させていただく行事は、こちらに記載の2件でございます。以上です。

林教育長

以上で事務局の説明は終了しました。

ご意見、ご質問等があればお願いします。

(意見、質問等なし)

林教育長

他にご意見、ご質問等はございませんか。

なければ、以上で日程第4「議事」を終わります。

日程第5 教育委員会事業報告

(1) 委員報告

林教育長

日程第5、教育委員会事業報告に入ります。教育長・教育委員の活動報告は資料のとおりです。

続いて、委員の皆さんから報告をお願いします。

河端委員

3月12日(木)、酒々井中学校において第79回卒業式が挙行され、これに出席しました。本年度の卒業生は144名で、式は厳粛に執り行われました。卒業証書授与に際しての呼名では、卒業生一人ひとりが力強い返事をして、修了するにふさわしい態度で式に臨んでいました。校長による式辞では、これまでの学校生活を振り返りつつ、「今日の自分を超える」という意識を持つことの大切さ、卒業生の今後の活躍を期待する言葉が述べられ、教育活動の成果が感じられる内容となっていました。卒業生が新たな進路へと歩み出す節目として、意義ある卒業式であったと感じます。

以上です。

大宮委員

私は3月17日(火)酒々井小学校の卒業式に出席いたしましたのでご報告いたします。

当日は、少し肌寒い日でした。

今年度の卒業生は、79名で当日1名欠席でした。

式の開始とともにハーブで染めた手作りのコサージュを胸に「威風堂々」の曲に合わせて卒業生が入場してきました。

席に着くと手をぎゅっと握りしめ膝に手を置き、式の最中きちんと席に着いていたのは流石でした。

町長の祝辞の中で酒々井学を学んだ皆さんのこども議会での提案はただ要望を述べるだけではなく、自分達も何かできることがあればお手伝いをしたいとの発言は頼もしく思うと述べられ、酒々井を愛し町を変えていくのだろうと頼もしく思いました。

5年生との合唱では、「大切なもの」を歌ったのですが、とても上手に歌っており、目頭を熱くしている児童も見られ胸が熱くなりました。

最後に卒業生の中には、酒々井中の制服を来ている児童が大半でしたが、まだ身体に合っていない、ズボンを何度も上げながら歩いている姿を見て、卒業する頃には制服も小さくなっているのだろうと思いながら見送りました。

以上です。

大塚委員

令和8年3月17日(火)大室台小学校の卒業式に村重教育長職務代理と共に参列いたしましたのでご報告いたします。

厳かで動と静がはっきりした式でした。今年の卒業生は51名、女子は全員私服、男子はほとんどが詰襟の制服姿でした。

卒業生の入場は「G線上のアリア」がぴったり合うほどゆったりと歩いていきました。小学生にここまで?と思うほどでした。卒業証書授与の場面で卒業生は足音を立てず在校生も静かに見守っていました。

対照的に歌声は地声を生かした明るい発声の合唱でハーモニーも素晴らしく、体育館い

っぱいに響き渡っていました。それだけで感動的でした。6年間児童が一生懸命に励んできたという事や、先生方がいかに愛情を持って根気よく指導に当たってきたかが伝わってきました。

心に残る卒業式に参列出来て幸せな気持ちになりました。酒々井中学校の教頭先生が「歌声素晴らしかったですね。音楽科に伝えます。」と仰っていました。中学生になっても明るく歌える子どもたちであってほしいと願います。

以上です。

林教育長

他に教育委員の皆様から報告することはございますか。

村重教育長職務代理者

他にございません。

(2) 事務局報告

林教育長

次に、事務局報告をお願いします。

宮田こども課長

(報 告)

榎本学校教育課長

(報 告)

伊藤参事兼生涯学習課長

(報 告)

堀越中央公民館長

(報 告)

佐藤プリミエール酒々井館長

(報 告)

林教育長

事務局からの報告が終わりました。

ご意見、ご質問等があればお願いします。

(意見、質問等なし)

林教育長

特にご意見、ご質問等ないようですので、これで日程第5、教育委員会事業報告を終わります。

日程第6 次回定例教育委員会会議開催日時

林教育長

続きまして、日程第6「次回定例教育委員会会議開催日時」を事務局から説明願います。

宮田こども課長

次回会議の予定ですが、令和8年4月24日(金)午後2時から役場西庁舎2階第1会議室で予定させていただいております。

以上でございます。

林教育長

事務局から説明がありましたとおり、次回会議は4月24日(金)午後2時から開催することよろしいですか。

(全員了承)

林教育長

それでは、そのように決定いたしました。

閉会の宣告

林教育長

以上をもちまして、令和8年3月酒々井町定例教育委員会会議を閉会いたします。

(15:30)

議事録署名 教育長

委員